



YOKOHAMA DeNA BAYSTARS Licensed Product

ライセンス商品化のご案内

2025年2月時点

横浜DeNAベイスターズは『心を打つ野球。』をコーポレートアイデンティティとし、
スポーツ界のトップランナーを目指し、100年先も野球文化が続くよう、
横浜・神奈川の地で、皆様とともに感動を分かち合えるような取組みを続けています。

ぜひ弊球団商標を活用したライセンス商品を展開し、新たな顧客層の獲得にお役立てください。

3つの導入メリット

①新たな商品価値の創出

貴社商品そのものが持つプロダクトバリューに球団のブランド力をプラスして、
ベイスターズファンに喜んでいただける新たな商品価値を生み出せます。

②商圈エリアの拡大

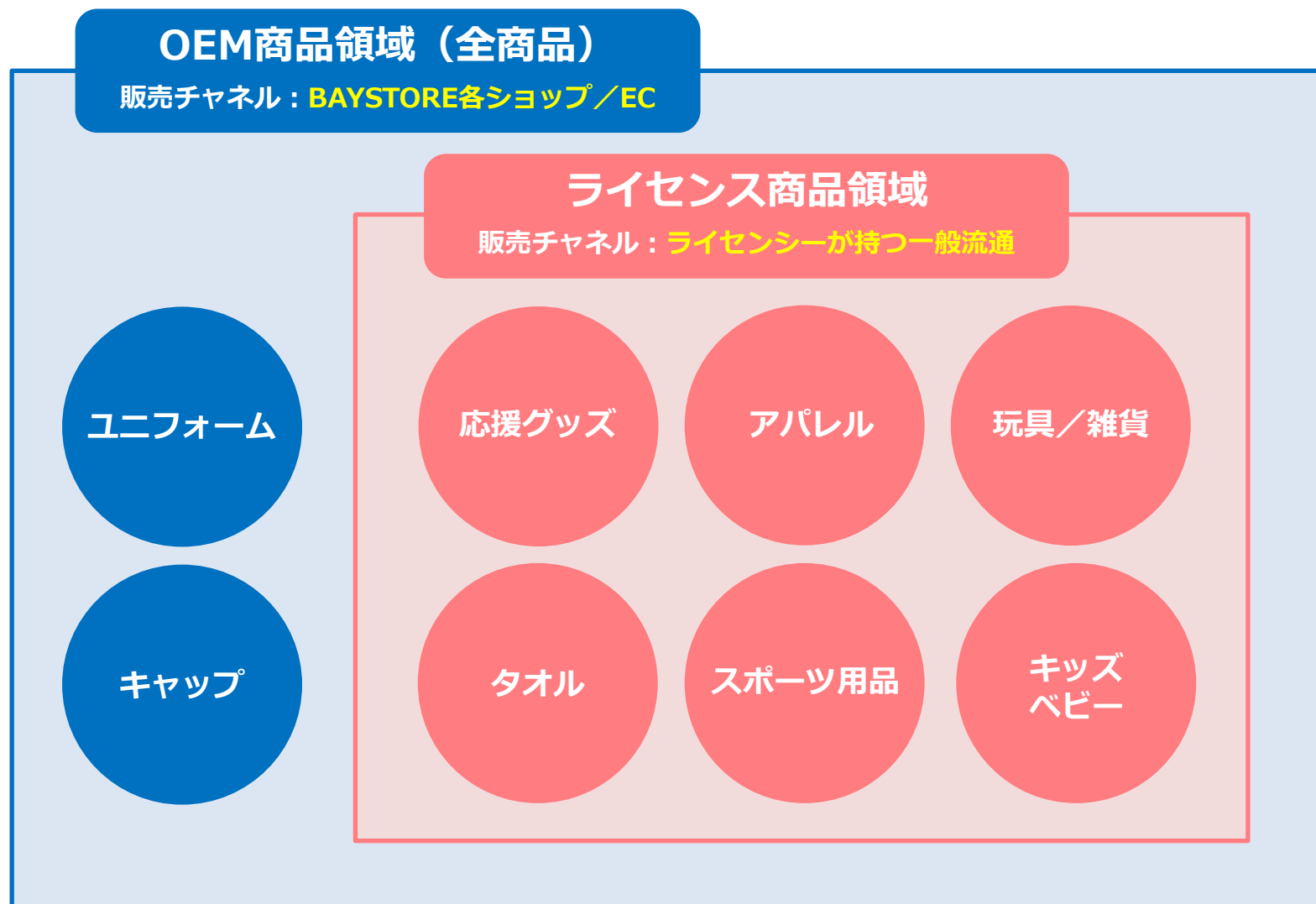
地域ならではの商品として、ベイスターズの本拠地である横浜・神奈川を中心とした
弊社の主要商圈エリアに貴社商品を流通させやすくなります。

③認知度UP

一般的な認知度の高い弊球団のライセンス商品を製造・販売実績として
ご活用いただくことで、貴社および貴社商品の知名度UPが図れます。



売上UP



- ・ユニフォーム・キャップを除くカテゴリにて商品化していただけます。一部の商品でご遠慮いただくものもございます
- ・ライセンス商品は原則弊社のチャネルでの販売はいたしません。貴社がお持ちの一般流通で販売していただく形になります

上記をあらかじめご了承ください。

ライセンス商品サンプル（23年よりホームユニフォームの意匠を変更いたしました。下記は意匠変更前の商品サンプルとなります）



ロイヤリティ

製造数 × 希望小売価格 × 5%

MG（最低保証金）：250,000円（税込）

別途証紙代：1枚1円（税込）×製造数

契約期間

1年間（原則2月1日～翌年1月31日）

（シーズン中でもご契約になった場合も、原則は翌年1月31日までとさせていただきます）

その他

①証紙の貼付

ライセンス商品には第三者による模倣品対策
及びライセンス取得商品である証として、
必ず証紙（右図）の貼付をお願いいたします。



証紙

②非独占契約

原則、ライセンス商品について排他独占的な契約を保証するものではありません。

③選手商標

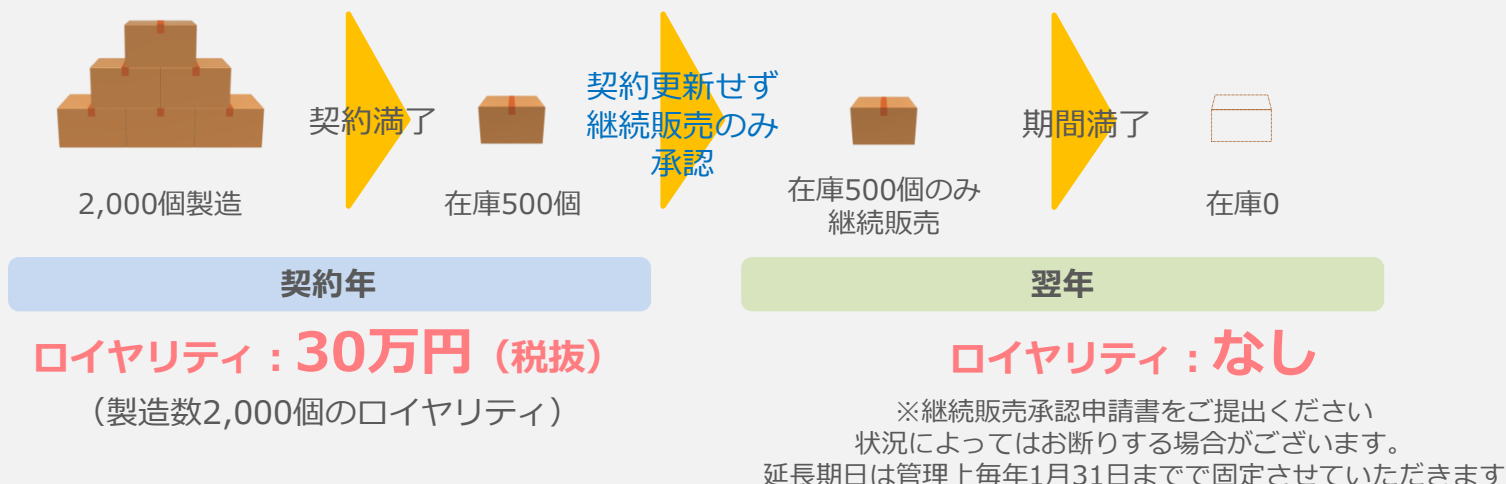
選手商標はライセンスアウトしておりません。ご了承いただけますと幸いです。
※スポンサー様は選手団体商標をご使用いただけます

④在庫商品の繰り越しについて

本契約は、契約期間内に販売いただくことを原則としておりますが、
契約満了後に在庫が余り、在庫商品を継続して販売されたい場合には
「継続販売承認申請書」をご提出いただければ翌年に限り継続販売が可能です。
（契約更新時にはロイヤリティは発生いたしません）

■ケース1

3,000円（税抜）の商品を2,000個製造し、余った在庫500個のみを翌年継続して販売する場合



■ケース2

3,000円（税抜）の商品を2,000個製造し、翌年新たに1,000個を追加製造して販売する場合



※契約を更新されない場合は、契約満了日から3か月間に限り継続販売が可能です

		ライセンシー企業様	スポンサー企業様
可能領域	商品化 ベ이스ターズの商標を使った商品の製造・販売	○	○ ※選手団体肖像・優勝ロゴも使用可
	自社メディアでの商品販促 コーポレートサイト／ECサイト／SNS メルマガ／ブログ／カタログ／パンフレットなど	○	○
	プレスリリース／ニュースリリース マスコミ・自社サイトでのリリース	○	○
	広告枠を使った商品販促 マス4媒体（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌） インターネット広告（WEB広告／SNS広告／リスティング等）	○	○
	キャンペーン利用 「ベースターズ公認商品を購入して観戦チケットを 当てよう」等のキャンペーンやイベントの実施	×	○
	企業販促 「●●は横浜DeNAベースターズを応援しています」等 企業様自体の販促活動にベースターズの商標を利用する	×	○
可能プロパティ	商品本体・パッケージ画像/テキストでの球団呼称	○	○
	球団ロゴ・マスコット・選手団体肖像など上記以外	×	○

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



※別紙のガイドラインに沿ってご制作をお願いいたします
 ※1.4.7.10は使用色数を4色にしたものもございます
 ※ロゴは変更する場合がございます

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



20



21



22

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ.
0123456789
0123456789
0123456789

※別紙のガイドラインに沿ってご制作をお願いいたします

※選手名/背番号はご使用不可とさせていただきます

※デザインは変更する場合がございます

※ユニフォームデザインは5年以上使用する前提の商品には使用不可とさせていただきます

✕ 書体を変えてはならない



✕ 位置関係を変えてはならない



✕ バランスを変えてはならない



✕ 変形してはならない



✕ 色を変えてはならない



✕ ロゴをバラして使ってはならない



どのような場合でも、規定から外れた使用は認められません。

ロゴ使用に際しては、別紙ガイドラインの規定に沿ってご制作をお願いいたします。



色を変えてはならない



同じキャラクターを重ねたり、近い位置に置いてはならない



黒（もしくはそれに近い濃色）の上に配置してはならない



*使用する場合は白縁で囲ってください



顔が隠れるように配置してはならない



許可なく吹き出しを付けてはならない



許可なく、キャラクターに物を持たせてはならない



どのような場合でも、規定から外れた使用は認められません。

キャラクター使用に際しては、別紙ガイドラインの規定に沿ってご制作をお願いいたします。

商品名

- 「横浜DeNAベイスターズ+ 貴社商品の固有名詞」または「商品名称（一般名詞含む）+ 横浜DeNAベイスターズパッケージ等」が基本的な形となります（例：横浜DeNAベイスターズ ありあけハーバー、アサヒスーパードライ 横浜DeNAベイスターズラベル）
- 「横浜DeNAベイスターズ(それに近いもの) + 一般名詞」の商品名はNGとさせていただきます（例：ベイスターズカレー、ベイウォッチなど）

デザイン

- 弊社OEM商品や他社ライセンス商品と重なるデザインはNGとさせていただきます
- 固有名詞がある商品（例：ありあけハーバー、アサヒスーパードライ等）については、固有名詞がはっきりとわかるパッケージデザインにさせていただきます
- 許諾エレメントを組み合わせでコンポジットロゴを新たに作成することはNGとさせていただきます



貴社

ご商談

商品の簡易的な審査と、条件面等のすり合わせをさせていただきます。

← 契約書類・ロゴデータ送付

商品化許諾契約書のご提出

内容に合意いただきましたら、弊社から製本・捺印したものを2部送付致します。
※別紙2（ロイヤリティ申請書）は事前に社名と商品名をご教示ください。

商品案ご提出

商品詳細（デザイン／販売価格／納品価格／想定販路／販売日）をご提出ください。

← 監修・フィードバック（1～2週間）

商品サンプルご提出

販売商品を1～2点ご提出ください。

← 監修・フィードバック（1～2週間）

別紙2（ロイヤリティ申請書ご提出）

別紙2（ロイヤリティ申請書）にご記入・ご捺印いただき、ご提出ください。

← 証紙送付

量産・証紙貼り付け

販売



弊社

契約締結時

商品化許諾契約書

株式会社映画 DeNA ベイスターズ（以下「甲」という。）及び株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり商品化許諾契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 (定義)

本契約において次に掲げる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本件商標等 別紙1記載の甲の商標、甲のマスコットキャラクターをいう。
(2) 本件商品 本件商標等を使用することを許諾された甲乙間で別紙2記載の商品をいう。

第2条 (使用許諾)

- 1 甲は、乙に対し、日本国内において、本件商品を製造、販売することを排他的に許諾する。
- 2 乙は、本件商品の製造に際しては、甲から貸与された本件商標等の複製を使用するものとし、複製を正確に複製、再現するものとする。
- 3 乙は、本件商品を、甲の指定する紙版を貼付するものとする。ただし、甲が承認した場合には、紙版の貼付に代えて、本件商品に紙版を印することができ。

第3条 (承諾)

乙は、本件商品の製造、販売等にあたり、本件商品等の見本を甲に提出し、事前に甲の承認を受けるものとする。

第4条 (对価)

- 1 乙は、甲に対し、本契約の対価として、別紙2記載の最低保証金及び本件商品の販売金額に別紙2記載の料率を乗じた金額（消費税・地方消費税相当額別途）を支払うものとする。
- 2 乙は、甲に対し、証紙代として、甲から引き渡したを受けた証紙1枚につき1円（消費税・地方消費税相当額別途）を支払うものとする。
- 3 甲は、乙が本件商品を廃棄した場合には、甲も、対価を返還する義務を負わないものとする。

[illegible]

+

新商品製造時

覺書

株式会社横浜 DeNA ベイスタース（以下「甲」という。）及び株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間の令和〇〇年〇月〇日付商品化許諾契約（以下「原契約」という。）に付随して、以下のとおり合意した。

第1条（本件商品の追加）

原契約第1条に定める本件商品としては、別紙のとおり追加する

第2条 (料金)

別紙記載の本件商品の追加許諾の対価は、別紙記載の本件商品の販売金額に別紙記載の料率を乗じた金額とする。

本書書籍の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保存する。

西曆〇〇年〇月〇日

甲：横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル7階
株式会社横浜 DeNA ベイスターズ
代表取締役社長 岡村 信 悟

Z.

覺書

商品化許諾契約書（全4P）

別紙1 (商標一覽)

別紙2（ロイヤリティ申請書）

- ・ 契約締結の際は、「商品化許諾契約書」「別紙1」「別紙2」が必要となります。
商品化許諾契約書および別紙2に必要事項をご記入・ご捺印の上、
ご提出をお願いいたします（一部ずつ保管）
- ・ 契約期間中に同商品を追加製造される際は、別紙2のみご提出をお願いいたします
- ・ 契約期間中に新商品を製造される場合は、別途覚書および新商品分の
ロイヤリティ申請書（別紙2）をご提出いただく必要がございます

■担当部署
株式会社横浜DeNAベイスターズ
ビジネス統括本部 MD部 戦略グループ

■住所
〒231-0015
横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル7F

■Email
md_outsidesales_ydb@dena.com

契約書・商品サンプル・請求書等についても上記までお送りいただきますようお願いいたします。